

## 農業委員会だより



### 遊休農地解消へ農地パトロール

黒潮町農業委員会（池内弘道会長、委員20人）は、9月30日、今までの農地パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、午前中大方地区、午後佐賀地区的農用地区域内を中心に、平成20年度の耕作放棄地実態調査で作成した図面をもとに、遊休農地の現況・実態把握や許可案件の履行状況の確認、違反転用・不法投棄の発見に努めました。



今後は12月にかけて、担当地区の農業委員と事務局職員が巡回調査します。

農業委員会では、調査結果を踏まえ、遊休農地の所有者に対しても相談やあつせん、有効活用などに取り組み、解消につなげていくとしています。

### こんなときは…

#### ◆農業委員会に相談しよう

#### ◆農地を貸したい

- ・耕作できないので貸したい。
- ・周りの農家に迷惑をかけたくない。
- ・もつと広い農地を耕作したい。

#### ◆借りたい方のメリット

- ・農地法の許可が不要です。
- ・契約期間は安心して利用でき、また、合意が整えば契約を更新することができます。
- ・農地法の許可が不要です。
- ・契約期間は安心して利用でき、また、合意が整えば契約を更新することができます。

③認定農業者には、保険料の手厚い国庫補助があります。認定農業者だけでなく、家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者も対象になります。

#### ④月額2万円から6万7千円まで

ライフプランに合わせ保険料を選択できます。

#### ⑤保険料が全額社会保険料として控除されます。支払われる年金についても公的年金控除が適用されます。

⑥途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金を受け取ることができます。また、加入者、受給者の方が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取れるはずであつた年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

### 農業経営基盤強化促進法による貸し借り

農業経営基盤強化促進法による農地の貸借について、町長が「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて作成し、公告する農用地利用集積計画により、農地の利用権が設定され、農地の貸借や売買ができます。

### 農業者年金について

#### ◆農業者年金の特徴

日以上農業に従事」「60歳未満の人」であればどなたでも加入できます。

- ①積立方式・確定拠出型で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。
- ②「国民年金の被保険者」「年間60度です。

#### ○お問い合わせ

農業委員会事務局

43-1888(直通)  
または、地元農業委員まで